○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東九州自動車道	日南市北郷町郷之原字中鶴甲八六二番一から同市大字東弁分字中村乙一六九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十一日

○北海道開発局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町鉛川二一一番一から同町鉛川一七七番五まで	前	一五・一一～三三・四三メートル	○・八五○キロメートル
	後	一七・七三～六四・四一メートル	○・八四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町字日の出国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一一四五林班か小班から同町字峰浜国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一一四四林班い小班まで	前	一四・一三～三四・六四メートル	一・九六四キロメートル
	後	一四・四○～九○・八七メートル	一・九一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五○九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一○五林班ろ小班まで	前	二一・八七～三六・八○メートル	○・○六七キロメートル
	後	二○・二五～三六・五三メートル	○・○六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東二丁目四番四から同市中央区北一条東二丁目四番三まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百二十九号	北海道積丹郡積丹町大字神岬町字尾根内六八番一地先から同町大字神岬町字尾根内六三番一地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成三十年三月九日

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十八号那覇広域都市計画道路事業

三・四・三十四号県道百五十三号線及び三・四・五号松川石嶺線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、近畿地方整備局及び同局国営飛鳥歴史公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　公園の名称

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（平城宮跡区域）

二　兼用工作物の位置

奈良県奈良市佐紀町

三　管理者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　奈良市長

住所　奈良県奈良市二条大路南一丁目一番一号

四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容

兼用工作物の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧

五　管理の期間

平成三十年三月二十四日から道路の存続する日まで